

ドイツ社会における基本権の遍在 —連邦憲法裁判所に対する国民の信頼—

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 鈴木秀美

自己紹介

鈴木秀美

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所、教授

大阪大学名誉教授、博士（法学）

所属学会：日本公法学会、全国憲法研究会、比較憲法学会、日本マス・コミュニケーション学会、ドイツ国法学者協会、ドイツ憲法判例研究会（2013年4月～ 代表）

専門：憲法、メディア法、情報法

<著書> 『放送の自由』、『インターネット法』（共編著）、『よくわかるメディア法』（共編著）
『ハンドブック ドイツの憲法判例』（共編著）、『放送制度概論』（共編著）

<略歴>

2015年4月～ 現職

2004年4月～2015年3月 大阪大学大学院高等司法研究科、教授

1992年4月～ 北陸大学法学部、広島大学法学部、日本大学法学部

1987年9月～1990年9月 ドイツ留学（ゲーティンスティテュート、ケルン大学法学部）

* コンラート・アデナウアー財団奨学金による

1982年4月～ 慶應義塾大学大学院法学研究科修士＋博士（博士課程単位取得退学）

ドイツ連邦憲法裁判所の法廷棟

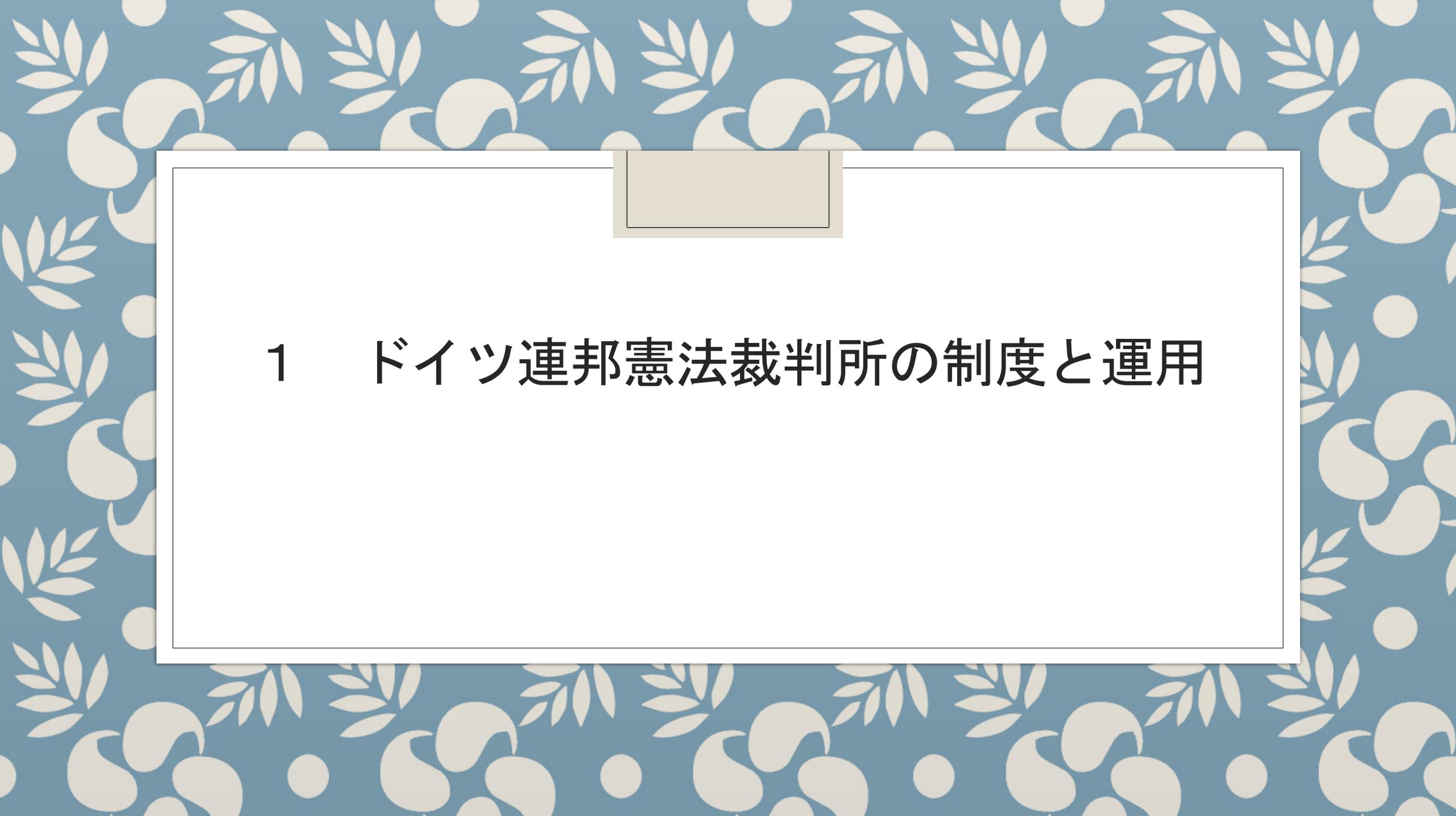


裁判官執務室棟



カールスルーエ市Schloßbezirkの風景





1 ドイツ連邦憲法裁判所の制度と運用

連邦憲法裁判所の仕組みと役割①

○設立：1951年9月

○所在地：カールスルーエ市（バーデン・ビュルテンベルク州）

○役割：

ドイツには民事事件・刑事事件のための通常裁判所のほかに、行政裁判所、労働裁判所、社会裁判所、財政裁判所がある。これらの裁判所は、憲法問題について判断することはできない。

基本法（憲法）についての憲法判断は、連邦憲法裁判所が独占している。具体的には次のような権限がある。なお、ドイツ連邦を構成する16州には、それぞれ州憲法裁判所がある。

①憲法異議：個人や団体の申立てを契機とする公権力による基本権侵害の救済（93条4 a項）

②具体的規範統制：他の裁判所が具体的な事件において発見した憲法問題の解決（100条1項）

③抽象的規範統制：具体的な事件とは無関係に行う法律の合憲性審査。連邦法・州法の合憲性に疑いがある場合、連邦政府、州政府または連邦議会議員の4分の1に申立権がある（93条1項2号）。当初、「4分の1」は「3分の1」だったが2008年改正で変更（2009年12月1日施行）。

このほかにも、連邦の機関相互の権限争い、連邦と州の権限争い、選挙・議員資格審査などさまざまな権限が与えられている。すべての公権力行使の憲法統制に取り組んでいる。

連邦憲法裁判所の仕組みと役割②

- 「双子の裁判所」：連邦憲法裁判所は、第1法廷と第2法廷からなる。2つの法廷は原則として別々に活動している。2つの法廷が異なる見解になったときに限り16人からなる「合同部」が決定を下す。
- 第1法廷は基本権の事案を、第2法廷は統治機構の事案を担当することになっている。
- 裁判官：各法廷8人、合計16人の裁判官が配置されている。合憲・違憲について4対4で意見が分かれた場合は、基本法違反（違憲）の判断を下すことができない。
- 部会：各法廷は、3人の裁判官からなる「部会」を3つ組織しており、先例のある事案の場合は、それに照らして部会で口頭弁論を経ずに事案を処理することができる（法廷の負担軽減策）。
- 裁判官の選出：40歳以上。連邦議会被選挙権と裁判官資格が必要。
連邦議会と連邦参議院（州政府の代表）が、3分の2の賛成により半数ずつの裁判官を選出。
各法廷の8人のうち3人は、過去3年以上、連邦最高裁判所（通常、行政、財政、労働、社会のいずれか）の裁判官を務めた経験が必要とされる。そのほかの5人については特段の条件はない。

裁判官の顔ぶれ

○裁判官の任期は12年、定年は68歳。

○裁判官の顔ぶれ（2020年～ ハバート長官、ケーニヒ副長官）

https://www.bundesverfassungsgericht.de/DE/Richter/richter_node.html

第1法廷：クリスト●裁、ハバート●、ラートケ●裁、パウルス●、ブリッツ●、オット●裁、ヘアテル●、ベーア●

第2法廷：フーバー●、ミュラー●、ケッサル＝ヴルフ●裁、ランゲンフェルト●、ヴァルラーベンシュタイン●、ヘアマンズ●裁、ケーニヒ●、マイドウスキ●裁

* 赤字は女性、アンダーラインは学者裁判官、「裁」は最高裁判所裁判官3年以上の経験者

推薦政党：●CDU/CSU、●SPD、●緑の党、●FDP

1980年代から、二大政党が4人ずつ推薦枠を分け合う運用となり、第1法廷では、FDPと緑の党に1人の枠を二大政党がそれぞれ譲るという慣行が成立。2021年には、第2法廷で緑の党が1枠を得た。

活動の特徴①

- 1) 立法・行政・裁判機関の活動を丹念・緻密に審査している。
- 2) 公権力のあらゆる分野にわたって広範な審査を行っている。
- 3) 審査にあたって憲法や法令の各条項の法律的解釈に尽きるのではなく、社会的現実をも考慮に入れている。
- 4) 違憲判断のもたらすべき結果を考慮して違憲判断の表示の仕方、もしくは判決の仕方について様々に工夫を凝らしている。
- 5) 自己の判例変更に対して開放的である。
- 6) 判決・決定の中で説得力ある説明をするよう心がけている。

その結果として、連邦憲法裁判所は、1961年に活動をはじめてから数年で国民から高い信頼を得るようになり、これまでに何回かの危機を経験しているとはいえ、「国民から最も愛されている国家機関」だとさえいわれている（クリストフ・メラース）。なお、上記の特徴は、今に至るまで維持されている。

* ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』（信山社、1995年）の栗城寿夫による「はしがき」より。

憲法異議の仕組み

特徴：公権力によって自己の基本権を侵害された者が、連邦憲法裁判所にその救済を求めるための特別な権利救済手続き。

1) 申立てのためには、他の出訴の方法を尽くしている必要がある。この要件を満たしていれば、裁判所の判決を含むすべての公権力の行使に対して申し立てることができる。

2) 基本権侵害は、申立人自身にとって現在かつ直接でなければならない（適法性の要件）

3) 公権力による基本権制限を正当化する理由がない場合、違憲判断が下される。判決であれば破棄されて、事件は差し戻される。正当化のためには比例原則をクリアする必要がある。

比例原則

比例原則はもともとは行政法の分野の原則であったが、連邦憲法裁判所が判例を通じて憲法判断をするための原則に発展させた。いろいろな場面で用いられるが、有名なのは基本権制限の正当化の場面。

ある法律または国家行為の規制手段が基本権を侵害しているか否かが問われたとき、以下のように審査される。とくに3)が重視されている。

- 1) その規制が正当な目的の達成のために適しているか (適合性)
- 2) その規制が、正当な目的の達成のために必要か、他にもっと規制の緩やかな手段はないか (必要性)
- 3) 規制によって得られる利益と失われる利益は均衡しているか (狭義の比例性、失われる利益があまりに大きいとき規制は許されない)

リュート判決：基本権の照射効

基本法は、人間の尊厳の尊重を求め、表現の自由や情報自己決定権などさまざまな基本権を保障している。

基本権は、公権力を拘束するだけでなく、法秩序全体の客観的原則としてすべての法領域に影響を及ぼすことが認められている。連邦憲法裁判所は、1958年のリュート判決でこの考え方を打ち出した。連邦憲法裁判所は、それ以来、この考え方に基づいて活動しており、その結果として「ドイツの社会における基本権の遍在」を実現した（ライナー・ヴァール）。

リュート判決：ナチス時代に大成功した反ユダヤ主義映画『ユダヤ人ジュース』のハーラン監督が、戦後、非ナチ化裁判で無罪となって映画界に復帰し、制作した映画『永遠の恋人』に対して、ジャーナリストのリュートがボイコットを呼びかけたことに対して、映画の製作会社と配給会社が差し止めを求め、民事裁判所でリュートは敗訴した。そこでリュートは、連邦憲法裁判所にハンブルク地裁判決による表現の自由の侵害であると主張して憲法異議を申し立てた。1958年、連邦憲法裁判所は、上記の考え方に基づいてリュート勝訴の判決を下した。ハンブルク地裁の判決は破棄され、事件は差戻となった。

連邦憲法裁判所とヨーロッパ法

1) 欧州人権裁判所との関係

ドイツは欧州人権条約に加入している。ドイツの公権力行使によって欧州人権条約上の人権を侵害された者は、ストラスブールにある欧州人権裁判所でドイツと裁判することができる。

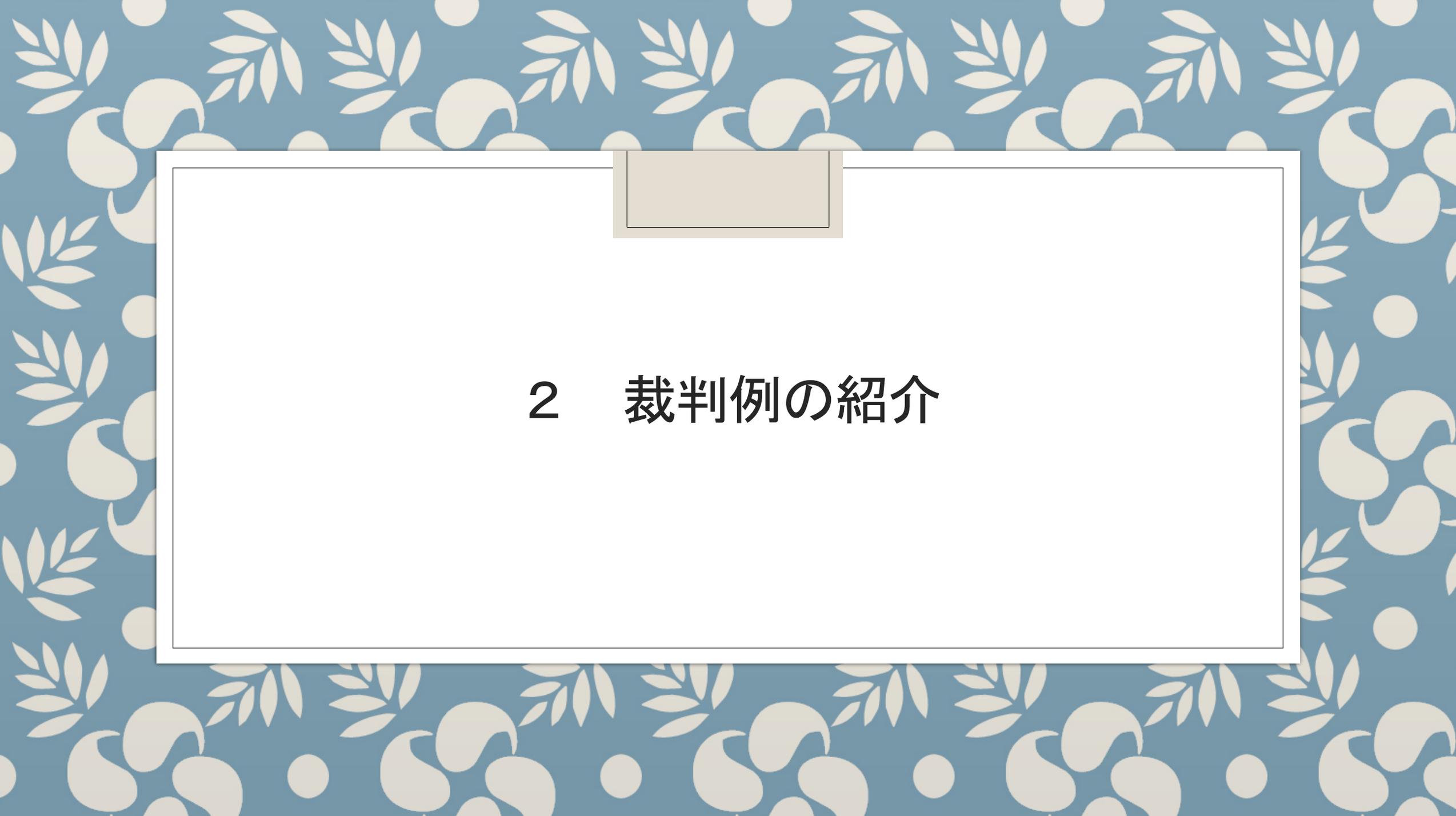
連邦憲法裁判所でメディアとの裁判に負けたモナコのカロリーヌ王女が、この制度を利用してドイツに勝訴したことがあり、当時、2つの裁判所の間に緊張関係が生じたが、その後、両者が歩み寄ることで事態は沈静化した。

2) 欧州司法裁判所との関係

ドイツはEU加盟国であるため、適用においてEU法がドイツ国内法に優位する。ただし、連邦憲法裁判所は、EUの規則や指令について、①ドイツ憲法の基本権を侵害してはならず、②連邦議会のEUに対する授権の範囲を逸脱してはならず、③基本法の憲法としての核心（アイデンティティ）を侵害してはならない、という考え方を判例によって示している。

連邦憲法裁判所と欧州司法裁判所は、これまで友好的な対話を通じてEUにおける法の発展を推進してきた面もある。ただし、2020年5月5日、連邦憲法裁判所は、EUのPSPP（国債購入公的部門買入計画）について欧州司法裁判所とは異なる結論を取り、改善されない限り、ドイツ連邦銀行のPSPP参加を禁止した。直後に欧州司法裁判所は反論を公表するなど、両者の「対話は危機に瀕している」。

* 『ハンドブック ドイツの憲法判例』 306頁以下〔三宅雄彦〕参照。



2 裁判例の紹介

1 生活パートナーシップと同性婚

基本法6条は、婚姻と家族は「国家秩序の特別な保護を受ける」と規定している。

2001年、官公庁に登録した同性カップルに「生活パートナーシップ」として婚姻に準じる保護を認める制度が導入された。

3つの州が、この制度は基本法6条との関係で違憲であるとして抽象的規範統制を求めたが、2002年、合憲判決が下された。

連邦憲法裁判所は、婚姻は男女間によるものであるとしたが、基本法6条に、婚姻にあたらな生活共同体の形成を法的に承認してはならないという立法者に対する禁止は含まれていないとした。その後、生活パートナーシップと婚姻の制度的相違が不平等だとして連邦憲法裁判所で争われるようになった。連邦憲法裁判所は、複数の事件において、生活パートナーシップは婚姻ではないという立場を維持しつつも、基本法3条の平等原則を手がかりに、生活パートナーシップが社会的実態として婚姻と同等に扱われるべきだという考え方を示した。

連邦議会は、憲法判例に背中を押されるようにして、2017年、同性婚を合法化することを決定した。現行民法には「婚姻は、異性又は同性の2人の者により終生にわたり締結される」と規定されている。

2 法廷におけるカメラ取材制限

1) 審理が行われていない法廷におけるカメラ取材

ドイツ裁判所構成法169条は、審理中の法廷で放送のためのカメラ取材を禁止してきた（2017年に一部緩和された）。なお、この禁止は「審理が行われていない法廷」には及ばない。

このため、憲法判例によれば、裁判所は、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷におけるカメラ取材を原則として許可しなければならず、カメラ取材に制限を加えたり、許可しない場合にはその理由を報道機関に示さなければならない。

ホーネッカー事件判決（1994年）：旧東ドイツの指導者が逃亡市民の射殺を命じたことについての刑事裁判で、ベルリン地裁は、混乱回避を理由にカメラ取材を全面禁止。テレビ局の訴えに対し、連邦憲法裁判所は、1992年、開廷前に被告人のホーネッカー氏が在廷している様子を代表取材させるよう仮命令を下した。1994年、複数のテレビ局が申し立てた憲法異議について、1992年にカメラ取材を全面禁止としたベルリン地裁の決定が、放送の自由（テレビ局の取材の自由）に対する過剰な制限だったとして違憲判決が下された。

連邦国防軍初年兵虐待事件決定（2007年）：連邦国防軍初年兵虐待事件がミュンスター地裁で審理されるにあたり、被告人が18人いるため法廷が手狭になるという理由で、法廷でのカメラ取材を「開廷前15分まで、閉廷してから10分後以降」と制限したことについて、公共放送ZDFが連邦憲法裁判所に訴えた。

まず、3月15日、裁判官、参審員、検察官だけでなく被告人も撮影可能な時間帯を確保するようとの仮命令が出された。ただし、被告人は本人同意がない限り、モザイク処理などにより容貌を匿名化する必要があるとされた。

2007年12月19日、ZDFが申し立てた憲法異議について、ミュンスター地裁裁判長の上記の制限が、ZDFの放送の自由（テレビ局の取材の自由）を過剰に制限したとして違憲決定が下された。この決定により、審理が行われていない法廷におけるカメラ取材を制限する際には、比例原則に従わなければならない、基本権保護の実効性を確保するためには、制限の根拠となる理由を明らかにすることで、判断にあたってすべての重要な考慮要素を視野に入れたことを関係者に認識させる必要があるという考え方が示された（テレビカメラ取材制限にあたっての理由明示義務）。

連邦憲法裁判所の法廷

(2018年5月16日、放送負担金についての口頭弁論にて撮影)



2) 審理中の法廷におけるカメラ取材制限

裁判所構成法169条は、1964年、法廷における放送のためのカメラ取材を禁止した。

この禁止の合憲性について、ニュース専門チャンネルが、憲法裁判所や行政裁判所では例外が認められるべきだと主張。具体的には、ベルリン地裁と連邦行政裁判所における審理中の法廷のカメラ取材が認められなかったことについて、憲法異議を申し立てた。直接の対象は、取材を認めなかった裁判長の決定だったが、間接的に裁判所構成法の禁止規定の合憲性が争われた。

2001年、連邦憲法裁判所は合憲判決を下した。「裁判の公開」のあり方を法律によってどのように決めるかは、立法者の裁量にゆだねられており、裁判所構成法169条が、連邦憲法裁判所を除くあらゆる裁判所について、審理中の法廷におけるカメラ取材を禁止していることは憲法上許されると判断された。ただし、3人の裁判官は反対意見（裁判の公開は、テレビを通じた公開も意味しているので、例外のない禁止は正当化できない）を付した。

2016年、連邦政府は、法廷において放送のための録音・録画を例外なく禁止しているのは時代遅れであるとして、改正法案を準備した。2017年、改正法案が成立。①法廷の音声の記者室への中継、②アーカイブのための録音・録画、③連邦最高裁（通常、行政、財政、労働、社会）において、各裁判所の判断により、特別な事件に限り、「判決言渡し」を放送など公表することを目的として録音・録画することが可能になった。

3 航空安全法判決

2001年のアメリカ同時多発テロと2003年のフランクフルト市内での小型機による類似事件（未遂）をきっかけに、2004年、ドイツでは航空安全法が改正された。この改正により、乗員・乗客のいる航空機がハイジャックされた場合、最終的措置として連邦国防軍による撃墜が認められた（14条3項）。「武力の直接的な行使は、航空機が人命に対する攻撃に用いられ、かつ、武力の直接的な行使がこの現在の状況を防ぐ唯一の手段であるとの状況判断がなされた場合に認められる」。

民間機を頻繁に利用する政治家やパイロットなど6人が、この規定は、無辜の乗員・乗客を故意に殺害することを政府に許容する点で、基本法によって保護された人間の尊厳や生命権を侵害するなどとして憲法異議を申し立てた。

連邦憲法裁判所第1法廷は、2006年、航空安全法14条3項を違憲・無効とする判決を下した。ただし、テロリストのみ搭乗か、無人の場合の航空機の撃墜を認める部分は合憲とされた。

基本法1条1項は「人間の尊厳は不可侵」であり、その尊重と保護はすべての国家権力の義務であると規定している。この条文は、他の基本権と結びついて問題とされることが多く、この事件でも「人間の尊厳と結びついた生命権」が違憲判断の根拠とされた。

判決の論理

撃墜を認める規定において、国家は航空機の乗員・乗客を「他者の保護のために行われる救命行為の単なる客体として取り扱って」おり、「このような取扱いは、尊厳および放棄することのできない権利をもった主体としての当該諸個人〔＝乗員・乗客〕を軽視するものである」。

「彼らは、その殺害を他者の救命のための手段として用いられることによって、物として取り扱われ、同時に権利を奪い去られている。その生命が国家によって一方的に利用されることによって、犠牲者として保護を必要としているはずの旅客機の乗客は、人間にそれ自体を目的として帰属する価値を否定されている」。

また、当該規定は、ハイジャックされた航空機によりその生命が危険にさらされる者〔＝墜落地点にいる者など〕に対する国家の保護義務によっても正当化されるものではない。

先例としての終身自由刑判決

ドイツでは死刑は廃止されている。終身自由刑については、長期の自由剥奪により人格破壊をもたらす可能性があるとして、合憲か否かが議論されている。1977年の判決では、殺人罪に終身刑が法定されていることが争われ、連邦憲法裁判所は、条件付きで合憲判決を下した。非人間的な刑罰は憲法上禁止されており、刑罰は犯行の重大性などと比例的でなければならない、とされた。

この判決がきっかけになり、1981年の刑法改正で、終身刑の場合も、15年の服役など、法定された条件を満たした場合は仮釈放しなければならないことになった。これにより、ドイツには文字通りの「終身刑」は存在しないことになった。

「客体公式」

1977年の終身自由刑判決の中で、連邦憲法裁判所は次のように述べた。

人間をもって国家のなかの単なる客体とすることは、人間の尊厳に矛盾する。「人間は自らが常に目的それ自体であり続けなければならない」という命題は、すべての法領域に無制限に妥当する。なぜならば、失われることのない人格としての人間の尊厳は、人間が自己責任を負う人格として承認されることの中に正に存在するからである。

3 「レベル4」のための道交法改正

2021年道交法改正の経緯

2021年

2月10日 参事官草案閣議決定

連邦議会と連邦議会に政府法案提出(Bundestag-Drucksache 155/21)

3月26日 連邦参議院の意見表明

5月3日 連邦議会交通・デジタルインフラ委員会にて公聴会

5月19日 連邦議会交通・デジタルインフラ委員会が連立会派の修正案を可決
(Bundestag-Drucksache 19/29875)

5月10日 並行して行われていた欧州委員会によるEU法適合性審査手続が終了

5月20日 連邦議会が法案を可決

5月28日 連邦参議院が法案を承認

7月27日 改正法公布 (BGBl. I 2021, S. 3108)

7月28日 改正法施行

2021年改正で公道でのレベル4の自動運転が可能になった

レベル4では、限定された領域内で加速・操舵・制動を全てシステムが行い、ドライバーが全く関与しない状態での走行が可能。

* ジェトロ：「公道でのレベル4の自動運転を可能にする法案を閣議決定」（2021年2月16日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/2985cd70de40bb75.html>

「事故が避けられない状況ですべての人命は救えないジレンマの中、特定の人命を優先するプログラミングは許されるのか。こうした判断のよりどころとなる倫理的な条文が明記されたのが特徴だ」。

* 「日経クロステック」の2021年8月11日付けコラム「完全自動運転へドイツが法改正 人命をてんびんにかけず」（富岡恒憲）より
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC063KJ0W1A800C2000000/?unlock=1>（有料記事）

2021年法改正のポイント

- 1) 運転者無しを容認
- 2) 技術監督者を置くことを義務化
- 3) 倫理的な条文を明記（危険回避プログラムなどを作成する場合のよりどころ）
- 4) 交通規則を順守できない場合を想定（車両の適合性要件を緩和）

* 「日経クロステック」の2021年8月11日付けコラム「完全自動運転へドイツが法改正 人命をてんびんにかけず」（富岡恒憲）より

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC063KJ0W1A800C2000000/?unlock=1>（有料記事）

ジレンマ状況についての規定①

2021年改正は、道交法1c条の次に、1e条～1l条を追加した。

1e条 自動走行機能付き車両の運行、異議、取消訴訟

1項 自動走行機能付き車両の運行は次の場合に許される。

1号 車両が、本条第2項の技術的条件に適合していること。

2号 車両が、本条第4項の運行許可を受けていること。

3号 車両が、連邦法もしくは州法によって権限を与えられた官庁によって、または、連邦が管理する連邦道路においては、インフラ社会設立法の意味における私法上の団体によって認められた、限定された営業範囲で使用されること。かつ、

4号 車両が、1条1項により公道に出ることを許されていること。

ジレンマ状況についての規定②

1 e 条 自動走行機能付き車両の運行、異議、取消訴訟

2 項 自動走行機能付き車両は、次（1号から10号）のことが可能な技術的装備を利用できなければならない。

***1号から10号のうちジレンマ状況に直接に関係するのが1 e 条2項2号**

2号 自力により車両運行のための交通規則に適合し、かつ次のような事故回避システムを利用できること。

- a) 損害の回避および損害の軽減を定められていること。
- b) 異なる法益を不可避に選択的に侵害する場合、法益の意義を考慮すること。その際、人間の生命の保護が最も優位を与えられること。
- c) 人命を不可避に選択的に脅かす場合については、個人的な特徴を手がかりとするいかなるその他の重要さの程度の判定について定めないこと。

ジレンマ状況についての規定③

＜改正法案の説明より＞

1 e 条 2 項 2 号の規定により、この法律は、倫理委員会の本質的な確認を支持している。

「ジレンマ的決定を下す状況を法律により考慮する限りにおいて、それは憲法上の要請に適っている必要がある。

このことは、まず、基本法1条1項の人間の尊厳の保障ならびに基本法2条2項1文の生命および身体の不可侵の権利から生じる。抽象的・一般的規律に比べて、ジレンマ状況の個別事例について決然と規律することはできない。ジレンマ状況についての決然とした評価を完全に行うことはできないし、もしそれを規律しようとしたら不完全なものになるだろう。それゆえ、具体的なジレンマ状況を事前に評価しても、疑わしい不完全なものになるだろう。従って、抽象的・一般的規律のほうがむしろ、プログラムのパラメーターのための枠組的な基準を確定することを可能にするためには適していると思われる。

問題になるような諸法益の衡量にあたっては、倫理委員会によって示された観点を考慮すべきである。

それによれば、異なる法益を不可避に選択的に侵害する場合、法益の意義を考慮しなければならないが、その際、人間の生命の保護に最も優位が与えられなければならない（BMVI倫理委員会勧告7）。人命を不可避に選択的に脅かす場合については、個人的な特徴、例えば、年齢、性別、身体的・精神的状況などを手がかりとする、いかなるその他の重要さの程度の判定について定めることは禁止される。」

2021年改正により、自動運転のジレンマ状況について、物損に対して人命が優先されること（人命の最優先）。人命と人命の衡量にあたっては、いかなる個人の特徴も考慮してはならないことが法律に明記された。

この考え方は、倫理委員会の報告書に依拠しているが、連邦憲法裁判所の航空安全法判決や学説における議論にも適っていると指摘されている。

なお、2021年改正は、人名を数で衡量してよいかどうかについては規定していないし、したくなかったのではないかという指摘もある。

倫理委員会の報告書（2017年）

「倫理委員会—自動運転とコネクテッドカー」は、2016年9月に連邦交通・デジタルインフラ大臣によって設置された。

委員会は、14名の委員からなる（法学、哲学、倫理学、工学などの教授、司教、消費者団体代表、自動車メーカーの技術専門家など）。

委員長は、元連邦憲法裁判所裁判官、ボン大学ディ・ファビオ教授

2017年7月、20の倫理規則を提案する「報告書」を公表

（https://www.bmvi.de/SharedDocs/DE/Publikationen/DG/bericht-der-ethik-kommission.pdf?__blob=publicationFile）。

* ReVision Auto&Mobilityのサイトに「倫理規則」の訳が掲載されている。

https://rev-m.com/self_driving/%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84%E3%80%8C%E8%87%AA%E5%8B%95%E9%81%8B%E8%BB%A2%E3%81%A8%E3%82%B3%E3%83%8D%E3%82%AF%E3%83%86%E3%83%83%E3%83%89%E3%82%AB%E3%83%BC%E3%81%AE%E5%80%AB%E7%90%86%E8%A6%8F%E5%89%8720/

<参考文献>

鈴木秀美＝三宅雄彦編『ハンドブック ドイツの憲法判例』（信山社、2021年）

藤田友敬編『自動運転と法』（有斐閣、2018年）

⇒第3章 自動運転をめぐるドイツ法の状況〔金岡京子〕

リュトゲ「自動運転のための倫理：ドイツの事例から」千葉大学法学論集32巻3・4号（2018年）

ヴェーバー「自律走行におけるジレンマ状況」千葉大学法学論集32巻1・2号（2017年）

Tino Haupt, Auf dem Weg zum autonomen Fahren, NZV 2021, 172 ff.

Hans Steege, Gesetzesentwurf zum autonomen Fahren (Level 4), SVR 2021, 128 ff.

Ines Härtel, Digitalisierung im Lichte des Verfassungsrechts - Algorithmen, Predictive Policing, autonomes Fahren, LKV 2019 49 ff.